東郷村報

第65号

昭和32年4月20日
発行所
宮崎県東臼杵郡
東郷村役場
日向市富高
株式會社 安藤印刷所
電話64番

昭和三十二年度 東郷村教育の努力点

本村の教育が村内各校に在職される八十八名の先生方の熱意と村の理事者をはじめ、PTA、一般村民の教育優先の協力によりまして年々向上の一途を辿っていますことは同慶に堪えません。
教育の根本方針は日本憲法に基ずき教育基本法に明示されています。その方針に遵って本村教育の視点を別記のようにきめまして本年度の本村教育を推進したいと思いますので御協力をお願いいたします。

学校教育面

一、現職教育の充実

教育の向上をはかる要素は色々ありますが、その内最も根本的なものは教育者の問題であると思います。先生方が各自の品性を高めていたゞき、教育者たるの使命観を確立し各自の教養を深めていただくことは最も大事なことでありますので、この面の措置を講じたいと思っています。

二、道徳教育の徹底

平和な明るい社会を作るには人間関係に於ける道徳教育の徹底をはからなければなりません。青少年が道徳を身につけるには教師の感化や、家庭、或は地域社会の影響によることが多いので常に生活環境が教育的であるようにし且つ地域社会と学校が緊密な連携をはかつて、青少年の全生活に万全の指導が行われるようにと思っています。

三、情操教育の徹底

一人一人の人間が情操豊かな人間でありますと明るい平和な家庭ができ社会が作られるし道義の昂揚もはかられますので特に情操教育に意を用いたいと思います。

四、基礎学力の向上

基礎学力の向上については多年努力して来たことでありまして年一年と向上をみていますことはよろこばしいことでありますが未だ不充分でありますので一段とこの方面に力を注ぎたいと思っています。
家庭に於ける学習にも一層の御骨折りをお願いいたします。

五、健康教育の振興

健康は最高の幸福であり最大の資本であります。学校に於ける体育施設を充実し環境を健康的に整備し、学校給食の実施の推進等に努力して学童の健康増進に資したいと思っています。
各部落等に於ても子供の遊び場等について特段の御配意をお願いいたします。

六、生産教育の振興

土に親しむ心、動物を愛育する心、植物をそだてる心を養つて人間性豊かな人間の育成に資すると共に生産へのつながりをもつ教育をいたしたいと思っています。学校の学習園、実習地、動物飼育、学校林の経営が教育的に経営されるとともに家庭に於ても子供に畑を与えて花卉や作物を栽培させ、養雞、養兎、養蚕等にも参加させていただきたいと思っています。

七、安全教育の徹底

身の安全を計ることは日々の生活上大事なことでありますが特に道路の幅員のせまい上に自動車の交通量多い本村にあつては、交通に対する教育を施して交通道徳の徹底をはかるとともに進んで道路を愛護し事故防止をはかりたいと思っています。

社会教育面

一、社会教育施設、設備の充実と活用

学校教育に学校があるように、社会教育の学校は公民館であります。本村の公民館の現状をみますとまことに貧弱なものでこれが充実をはかつて社会教育のよりどころといたしまして各部落の産業、文化の向上に資したいと思っています。

二、社会教育関係団体の育成と活動促進

教育委員会の指導下にある団体は青年団体、婦人団体、PTA、その他文化団体、産業団体等がありますが、これが各自の真使命に向つて進むように育成したいと思っています。特に青年団に対しては、単位団体の育成強化をはかり勤労愛好の青年育成につとめたいと思っています。婦人団体に対しては家庭教育者の責任者としての婦人の向上、家庭経済の担当者としての婦人の自覚、住みよい地域社会の建設者としての婦人のはたらきを指導の観点として進みたいと思っています。
PTAについてはその運営の強化をはかりたいと思っています。

三、社会教育講座の開設

今年も昨年同様に青年学級、婦人学級、成人講座等を開設して本村産業、文化の向上に資したいと思っています。

四、大衆通報の徹底

昨年までは通報機関としては主として巡回映画と村報によつていましたが本年は有線放送の施設も完備されたのでこれを最大限度に利用してこれが充実をはかりたいと思っています。

五、文化財の保存活用

有形、無形の文化財は本村の歴史を物語る重要なものでありますのでこれが調査保存に万全を期したいと思っています。

六、地域社会の総合的振興計画の実践

常に「新農村建設運動」「新生活運動」と緊密な連携をはかつて社会教育を推進して産業の振興、家庭生活の向上、農協の再建に資したいと思っています。

親子遠足

やよい子供会では、卒業生と新入生のお祝いをかねて四月七日におぢいさんやおばあさんも一緒に交えて上の原のお大師様に親子遠足をした。うららかな春日に恵まれ満開の桜花の下で楽しい一日をおくつた。

教育委員会便り

一、人事権が県教育委員会に移されて第一回の教職員の定期異動が四月一日付で発令されました。今回の異動はその数昨年の二倍以上にも達し、学校差の考え方をなくし沿線地帯と奥地との交流等が行われて教育の刷新が図られた。転出や退職されました先生方は永年、本村教育にお尽しいただき村民一同深謝いたしています。茲に厚く御礼を申します。
新しく本村に御来任いただきました先生方には何かと不便の点も多くありましようが本村教育のために御つくし下さいますよう御願い申します。

転出

【東中】
河野新校長　土々呂中へ
日高静子教諭　黒岩中へ
永野信夫教諭　富島中へ
【坪中】
坂口驍校長　八戸中へ
大坪英昭教諭　南方中へ
中島環教諭　田原中へ
石川三重子教諭　北郷小へ

転入

【東中】
岩切冨士夫校長　南郷中より
井手正子教諭　富島中より
石井時子教諭　新卒
【坪中】
武藤季義校長　土々呂中より
石本厳教諭　岩戸中より
高森昭教諭　諸塚中より
猪野昭男教諭　綾中より
中田早苗教諭　南郷中より
橋口倫子教諭　新卒
志垣澄幸教諭　〃
【東小】
工藤岩男校長　東臼杵出張所より
日高薫昭教諭　西池小より
佐藤文男教諭　桑野内小より
浜本東海夫教諭　草川小より
【坪小】
土橋節生教諭　越表小より
黒木梓教諭　都農小より
堀川一保教諭　新卒
福元康隆教諭　鬼神野小より
日高嘉朗教諭　恒富小より
下田トミ子教諭　福瀬小より
【福小】
沼田治雄教諭　渡川小より
金丸正巳教諭　美々津小へ
矢野旭教諭　退職
山田典生助教　〃
新名淳一助教　〃
【東小】
都甲鶴男校長　門川中へ
瀬戸国士教諭　塩見小へ
日高かずえ教諭　細島小へ
【坪小】
児玉博教諭　広瀬小へ
大崎宏教諭　熊野江小へ
田村崎富子教諭　島野浦小
西村博教諭　小八重小へ
柴高道郎教諭　越表小へ
【福小】
長渡万太郎教諭　富高小へ
下田トミ子教諭　坪谷小へ
【寺迫小】
山本信校長　草川小へ
【越小】
海野佐代子教諭　高鍋西小へ
土橋節生教諭　坪谷小へ
【寺小】
新名猛校長　椎葉小より
右田豊教諭　七ツ山小より
【越小】
柴高道郎教諭　坪谷小より
溝部隆子教諭　新卒

雲雀

天つ日にひかりかぎろひこまやかに羽根ふるはせて
啼く雲雀見ゆ
東風吹くや空にむらだつ白雲のしげきがなかに雲雀
なくなり
翔ひのぼり空の光にかぎろひて啼き入れる雲雀
聞けばかなしも
おほどかに空にうごける白雲の曇れる蔭に雲雀啼くなり

新入生の健康のバロメータ

お子様の御入学、心からおよろこび申します。この時期に於けるお子様の健康上の御注意を二～三申します。

今まで家庭のお子さまが学校という時間的な集団生活に入りますので、子供は大人の想像以上に子供なりに小さな心を張りつめているのであります。それをいかに早くときほぐしてあげるかが、新入生を受持つ先生方の一番努力される点ともいわれています。

学校生活はお子様には勿論楽しい生活でありますが、また一方では精神的にも肉体的にも相当な重圧でもあるのです。この現われとして例えば今迄言わなかつた寝言をいつたり寝たまがりしたりするお子様があることでもわかります。

ですから、新入学のお子様をお持ちのお母様は、いくらお子様が元気な様に見えても、絶えず細心の注意を払つて戴きたいものです。

顔色や顔付に疲れた様子はないか？に気を付けるのは勿論ですがもつとも、大切なバロメータとして食欲を挙げる事が出来ます。学校に行き出してから運動量が多いのにかえつて平常より食事が進まない……また今までより好き嫌いが多くなつたということがあれば健康の赤信号と言えましよう。

つぎに重要なことは、寝起きが何時もより悪くないかということです。お子様は自分から疲れたと言う事は、余程でないと言い出さないものです。疲労が翌日に残りますと、寝起きがてきめんに悪くなるものです。

お弱い方でしたら検温をされるのもよいですが余り気にして検温などしますとかえつてお子様が神経質になる事があり、好ましくありません。同様の意味で「疲れはしないか」とか「頭が痛くないか」と云つたことは直接おつしやらずに、お子様をなるべくのんびりさせておいて、気のつかぬ様に細心の注意を払つて健康状態を観察してあげて下さい。

お子様の健康保持、増進の対策としては、まず、夜ふかしをさせぬこと。食事が偏食にならぬこと。カロリーのあるものを選んで食べさせることなどに注意して。人生の新しい出発に健康上のあやまりがないようにしていただきたいものです。

春の大掃除

そろそろカやハエのでる時期です。
家の中や周囲をよく掃除して発生源をなくしましよう。

山火事の防止について

本村に於いても既に八件面積約八町歩の山林を焼失しているが現在の気象状態は当分続くものとみられ警防の一日もゆるがせにできない点から四月十三日の区長会に於いて村長は山林火災の原因は殆ど野焼による不注意であるから充分警戒してもらうと共に野焼を行う場合は必ず弁当を持参するよう要望があつた後これが対策について協議した結果火災の原因中六件は野焼の残火又は火入中に発火しているのでまだ野焼を終えてない部落は一雨あるまで見合せると共に火入に当つては残火の始末、警戒人員の増加、防火線の設定を確実に行うと共に火入許可証に指示された事項を厳守するよう申し合せた。
尚入郷地区の南郷、西郷、椎葉は共に六〇町以上の損害を出している。

昭和三十二年度 自衛官募集がはじまりました

防衛庁においては陸上海上及び航空自衛官の増員及び補充のため次の通り自衛官の募集を開始したのでお知らせします。

一、応募資格
（第一次募集の分）
昭和三十二年六月一日現在十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子で中学校卒業程度の学力を有するもの

二、募集人員
陸上自衛官　約一一、四〇〇人
海上自衛官　八〇〇人
航空自衛官　五〇〇人

三、試験
中学校卒業程度の国語、数学、社会について簡単筆記試験及び口述試験並びに身体検査

四、募集期間
四月一日～六月十日までとし其の間に二回試験を行う第一回は五月十日まで第二回は七月十三日まで

五、志願表
志願表は役場総務課自衛隊係にありますが詳しいことは役場の係に問合せ下さい。

職業案内

旭化成延岡工場では四五〇名の工員募集することになり左記の通り採用試験が実施されるので希望者は早めに村役場厚生係に申出て下さい。

記

一、採用条件
年令　満十七才八ケ月以上―満二十九才迄の男子
身長　一五五糎以上
視力　裸眼〇、六以上
色神　異常なきもの
学歴　新中卒（高校卒は不可）

一、採用試験期日及場所
村内で十名以上の受験希望者があれば五月十三日（予定）村役場で採用試験が実施されます。

一、入社願書の提出期日
受験希望者は村役場厚生係に備付てある入社願書を配付するので、これを整備の上提出すること。
尚入社願書受付期日は四月三十日迄とする。

学校卒業者数

東小	一〇二
坪小	五四
福小	三六
寺小	四四
越小	二八
東中	一三六
坪中	一〇三

三、昭和三十二年度村内各学校入学者数

東小	一四四
坪小	六九
福小	三九
寺小	六四
越小	二一
東中	一三四
坪中	八一

一金二千万円也の稲作り

稲の良く出来ない原因は

一、台風が来て被害が大きい
二、肥料が早く効きすぎて、肥切れする
三、温度が高すぎて、根ぐされし易い

等と小さい事まで申し上げて居たら、数多いものが有ると思います。

併し私共は、いつも

○台風が無かつたならばネー、とか
○ゴマハガレが、出んければナーとか

特に台風と秋落の無い稲作りを話して居り、又そんな稲作りを夢見て居ました。

ところが、どうでしょう。夢で無い此の稲作りが私共の東郷村にも、何と百町歩近くもの水田に植付けられ様として居ます。

今迄一年に二回近くの台風の被害を受けて居たのに、此の早植では十年に二回しか台風にやられないと言うすばらしい統計に成つて居り、その上に肥料が、晩くまで効けて、秋落ちしないと言うのです。

今迄の東郷村の水稲反収は、村勢要覧では一石五斗六升に成つて居ります。ところが、此の早植では、東郷村で最も悪いと思われる水田で二石以下の収量に成つたものは有りません、約四斗以上の増収と言う事に成り、その計算で行つたら、四百万円の増収が出来ると言う事に成ります。総収入二千万円也と言う大きな事業です。

この二千万円の事業も、今丁度、大切な時期で、基礎が出来上ろうとして居ます。

四月十四日頃迄には、苗代の紙取りが済み四月十五日から四月二十日頃の間にイモチの予防を終えて、四月末から五月始めには田植と言う事に成りそうです。

水稲の成育日数が百三十日と見て十五万円づつが、毎日育つて居ります、稲を作つて居る人も、作つて居ない人も、みんな注意をし合つて、この早期水稲を見守つて下さい。

では、この早期水稲について、田植上の注意を申し上げて置きます。

先づ申し上げたいことは

一、丁寧にと言う事です。

どんな良い苗でも、粗雑な田植をすれば、植いたみをします、こうなると、丁寧に植えて立派に育つのなら、悪い苗でも、粗雑に植えた育ちの悪い、良い苗よりよつぽど、マシだと言えるからです。

二、次におそくならないことです。

寒い冷たい時期に育ちますから、年寄り苗では活着が悪くなり、その上穂揃い迄悪くなります。

三番目に肥料を基準通りに使う事です。

堆肥は勿論金肥の不足は成育をおくらします。その為に晩く追肥すれば、イモチが出ます、金肥の使い過ぎに成らない様に注意すると同時に不足しない様に注意して下さい。

其の他必要な事は、手許にお渡しして有る印刷物や技術員に相談して間違はない様にして、一金二千万円也の領収が出来る様皆んなで努力致しましよう。

「蚊とハエ」をなくしましょう

春と共に今迄越冬していた総ての害虫が、地上に表われて活潑なる動きをなす季節となりました。特に中でも、この季節の種々なる悪条件を利用して各種伝染病の伝染源となる「蚊とハエ」について左記の通り計画を樹てることに致しました。

記

駆除対策は薬剤攻勢、人海戦術、発生源対策と種々方法がありますが、各家庭に即応する最も合理的な方法を利用して発生源対策を主として実施するようお励め致します。

一、ハエの駆除は

(1)、人糞尿、家畜尿の衛生的処理
(2)、便所汲取口、落し口の被覆
(3)、道路上の牛馬糞の迅速処理
(4)、家畜舎の排水溝設置と清掃
(5)、衛生的肥料溜の設置
(6)、塵芥の処理
(7)、汚水処理

二、蚊の駆除は

(1)、人口貯水槽の被覆
(2)、家屋周囲の水溜除去又は埋立
(3)、空瓶、空罐、割れ茶碗の処理
(4)、道路側溝の汚水清掃
(5)、流水速度の転化
(6)、墓地花立の不用時埋没又は砂入れ
(7)、家屋周囲の藪刈り

蚊と蝿の駆除は半ば不可能であるかの如く考えられ勝ちであり従来放任の状態でありましたが、この観念を一掃して「蚊やハエのいないのが当然である」ことを常識化し蚊とハエの駆除に対する観念を各部落の各部組織層を強化し組織的な実践活動を通じて自主的な意識を培養し、自ら総合的な生活の改善合理化へ発展させたいものである。

然るに蚊と蝿の駆除は決して二、三年をもつて終るものではなく、年々発展させて恒久的なる実践活動でなければ発生の防止は出来ないので前述実践事項を各家庭の皆様へ遵守していただくようお励め致します。

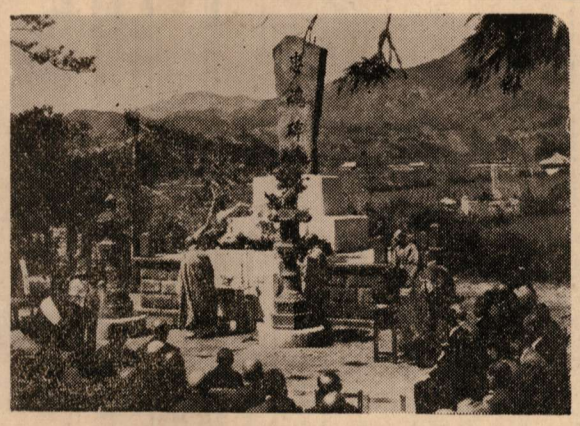

戦歿者合同慰霊祭

四月三日成願寺境内忠魂碑の前で日清戦役以後国難に殉じた人々三七九柱の慰霊祭が行われた。
境内の桜はいまを盛りと咲き乱れて故人の武勲を讃える如く、裏山にさえずる小鳥の音は偉業を物語るように、村民また挙つて感謝の真情をさゝげた。

先進地視察報告書

寺迫青協　海野清房

私共村青協は三泊四日の日程で福岡県の矢部村、黒木町、羽犬塚、久留米等の先進地を視察しました。

三月十三日午后四時三十分の下り列車で出発し都城で午后九時発門司行きの夜行列車に乗りかえました。

翌十四日朝五時に八女市の羽犬塚に着き、黒木を経て矢部村に向いました。

黒木附近からは雪が一ぱい降つていて田も畑も山も一面の雪化粧で私は初めてこんな立派な雪景色をみて一生の思出に残るだろうと思いました。

バスで一時間半矢部村に着き森林組合を訪づれ色々と話を承りました。

矢部杉について

矢部村の大部分は山で耕地は少いそのため昔は焼畑を作りそこにそば、大豆、ひえなどを植えて貧しい生活をしていたのであるが明治十三年頃から人工的に造林し且管理をするようになつた。

隣町の黒木は山形、土質ともに矢部村にていているが矢部村よりは耕地が広く従つて植林も矢部村の三分の一程度との事であるが両町村とも見渡す限り奇麗に植林されていて目が覚めるばかり、我東郷村の山の姿とは雲泥の差のあることをしみじみと感じました。

矢部村は年間雨量は六〇〇ミリで杉の生育には恵まれた地であります。植付は一反当り三〇〇本～三五〇本で十五年、二十年、二十五年と三回、間伐され三十年たてば一本で一石～三石の杉となるさうです。

土質は腐植土で水持がよく且つ山形がなめらかでどの山も杉の適地であります。

育苗は主に森林組合が当つていられる。年間生産高は三、〇〇〇万本で一本二円で販売されています。

挿穂は一本の母木より三～五本位が適当でそれ以上とると母木の成育をさまたげるとのことでした。

植付は前記のように一反歩三〇〇～三五〇本であるが植付に当り固形肥料を入れて植付るとの話を承りおどろきました。

私は今回の視察旅行によつて大いに啓発されましたが、本村の植林熱も年々高まつては来ましたが、たゞ植えると言うことだけでなく、植林についての知識や技術を研究する必要があることを痛感いたしました。

適地適作でよく地質や気候、運搬等の条件をよく結びつけることや生産木材の加工や、その他林産物の化学的な利用方法など学ぶべき多くの問題のあることを感じました。

防犯　所だより　山陰派出

押売等防止条例について

日常皆さんの生活に不安と脅威を与えておりました、たちのよくない、行商人の押売、むり買いなどの行為を禁止して明るい社会にするために今度押売等防止条例が制定されて来る五月一日より施行される ことになりましたのでよく次の条例を活用して不快な押売等を根絶するよう御協力を御願いします。

（目的）

第一条　この条例は、行商人の押売行為等を防止して、県民生活の安全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「行商人」とは戸戸について物品の販売、買受若しくは修繕、広告の募集又は役務の提供（以下「販売等」という）を行う者をいう。

（禁止行為）

第三条　行商人は、販売等を行うにあたり、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一、販売等を拒否されたにもかかわらず、すみやかに退去しないこと。
二、承諾がないのにかかわらず、玄関等に販売する物品を展示し、又はすわりこむこと。
三、承諾がないのにかかわらず、物品の配布若しくは修繕、広告の掲載又は役務の提供を行つて、その対価又は報酬を要求すること。
四、販売等を拒否した者若しくはその家族その他その場に居合わせた者に対し、不安を与えるような気勢を示し、又は住居、建造物、器物等にいたずらをすること。
五、著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は身分その他の事業を偽つて人を誤解させるような言動をすること。
六、前各号のほか、困惑又はけん悪の念をいだかせるような言動をすること。

（罰則）

第四条　前条の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

付　則

この条例は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

押売等防止条例制定の趣旨

行商人などの中には、正常な商取引の範囲を越えて、不当に、しつように、ねばる者や、おどしたり、困らせたり、または誤解させるような方法で、粗悪品を売りつけるなど、いわゆる押売や金属くず等のむり買いをする者が多く、日常における県民生活の安全に、すくなからぬ脅威を与えているところから、徹底的な押売取締をしてほしいという声が強くなりました。そこで警察としても、この県民の要望にこたえるべく、かねてから強力な取締をおこなつてきたのですが、なにぶん、押売行為が刑法等にふれる、すれすれの線で、功妙におこなわれるため、せつかく届出を受けても、取締上困難が多く、注意を与える程度であつたものや、犯罪となるには少し足りないもの、犯罪にはなるかも知れないが、実際としては証拠だてることがむつかしいものなどで取締を徹底することができなかつたのです、しかし、この条例は、このように刑法やその他の法令で取締ることのできない、押売等をすべて、県民生活の安全をおびやかす違法な行為として、取締るよう注意深く規定されていますから、県民全部がこの条例の趣指や、次のことをよく知つて条例を生かすことにつとめたならば、不快な押売等を根絶することも決して不可能ではなくなりました。ではいつたい条例はどのようにつくられているか簡単に説明してみましよう。

目　的

この条例は、たちのよくない行商人の押売むり買いなどの行為を禁止して、日常県民が、これらの者からうけている不安と脅威をとり除き、その生活を安全な明るいものにするために、役立てることをその目的とするものです。

条例の対象になる人

皆さんの家庭や、官公庁、会社、事業場などをつぎつぎ訪問して次のようなことをする人達、たとえば

◎物を売る人
◎物を買う人
◎物の修ぜんをする人
◎広告をとり扱う人
◎しし舞や祈とをして金品を要求する人、などであります。

こんな行為が条例違反です

▼「いりません、売るものはない」と断つたのに、相手がその場から早く立去らない場合。

それで物を買う気や売る気がなかつたらはつきり断ることが大切です。本人が直接口を出して断つた場合はもちろん、首や手を横に振つて断る気持を現わしたときもまた子供が母親に云われて、断つたようなときでも、断つたことになり行商人等がそのことを知りながら、その場から立去らないで、ねばるようなことが、これにあたります、この場合、その家を出るには出たが、玄関前をうろついたり、裏口から再び入つてくるようなときは「立去つた」とはいえません。

▼行商人が無だんで玄関等に品物をひろげたり、すわりこんだりする場合。押売などの常とう手段として、玄関等にいきなり商品をひろげ「せつかくならべたのだから何かひとつ買つてくれ」とねばつたり、強引にすわりこんで買うまでは動かないような、そぶりを示したりすることが多いので、本号では、押売の足がかりとなるこのような行為を禁止しました。

行商人が目の前で品物をひろげ、はじめたとき、品物を手にとつたり、値段を聞いたりすることは、ひろげることを承諾したものと解釈されますので最初に、はつきり断るよう注意して下さい。

▼行商人等が相手方の承諾をうけないで勝手に

◎商品や新聞を配り
◎靴直し等が頼みもしない個所迄修繕し
◎新聞や雑誌等に広告をのせ
◎しし舞や便所の消毒等をして

その代金や報酬を要求したとき

正常な契約関係によらない一方的なこれらの強要行為については、具体的に暴行や脅迫等の事実がない限り、取締ることが、できなかつたのです。最近これらの押売行為が多いので本号でとりあげられました。

よく問題となる売薬行商人の家庭薬配置もむりやりに置いていくようなときは当然違反となります。なお申込もしないのに、勝手に郵送又は配布された商品、新聞等は、そのまゝにしておき、本人に渡すか早目に警察に届けるようにして下さい。

▼商売を断られた行商人が相手方でその場に居合わせた者に対しおどかすようなそぶりを示したり又は家屋や器物等にいたずらをする場合。

たとえば商売を断られた行商人が、さらに購買等を求める手段として或いはその腹いせに腕まくりをして、「俺は最近刑務所を出たばかりで買つて貰えなければ、又悪いことをせねばならない」とすごんだり、建物や器物に悪ふざけするようなことです。「悪ふざけ」とは玄関にいるその家の飼犬をけとばしたり、植木鉢をおしたおして出ていくようなことをいいます。

▼行商人が場所がらもわきまえない、ぶこつ下品な言葉づかいや、あらあらしいふるまいをして迷惑をかけ、あるいは相手を誤解させるような言動をする場合たとえば「こんな安いものもよう買わんのかケチンボーめ」などと大声でのしつたり必要もないのに出入口の戸をガタガタさせるようなことをし相手に迷惑をかけることです。この場合の「迷惑」とはあたりかまわず「ケチンボヤロー」などと大声でわめかれて不愉快な思をする場合はもちろん、さわがしいために眠つていた子供が起きてしまつたとか、読書の邪魔をしたとかいうことです。また大学や高校生にまぎらわしい服装、言動をして相手方に学生アルバイトだと思い違いさせたりすることも条例違反となります。

編集後記

◇遠山に春霞たなびき、野には陽炎がもえて春たけなわの昨日、今日、麦は青に菜種は黄にげんげは紫にと色とりどりに天然の美を競つている。

◇この頃になると人の心もうきうきして、そゞろ歩がしてみたくなる。行楽の季となつたのである。

◇今年も「つゝじ祭」をかわきりにやれ「……祭」やれ「……祭」と行楽行事がつづくであろうが、あまり浮かれ切らないでほどほどにしたいものである。

◇近頃「天照す景気」という言葉が流行しているそうだが、これは「神武以来の景気」が下々には及んでいないで上の方だけの景気だつたという意だそうだ。たしかに農村はあまり恩恵は受けていないようだ。こゝにも思いをはせて春を楽しみたいものである。

◇愈々官庁も新年度を迎えた。本年度計画された仕事に精を出し充分な実績をあげたいものである。

◇こゝに四月号を送る御一読を乞う

野路ゆげげ
げんげの花の
すてゝある